

厚生労働大臣の定める掲示事項

当病院は、厚生労働大臣の定める施設基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

名 称	社会医療法人盛和会 本田病院 （しゃかいいりょうほうじんせいわかい ほんだびょういん）
住 所	〒538-0053 大阪市鶴見区鶴見 4 丁目 1 番 30 号
電 話	06-6939-6251
開 設 者	理事長 本田 学
管 理 者	院 長 本田 学
標榜科目	外科・消化器外科・肛門外科・乳腺外科・内科・消化器内科・循環器内科・整形外科 リハビリテーション科・放射線科
指定状況	救急告示・生活保護法指定・労災指定・大阪市乳がん検診一次・二次受入協力医療機関 大阪市国保 1 日人間ドック委託機関・協会けんぽ生活習慣病予防検診実施機関
診療時間	月・木曜日 9:00～12:00、17:30～19:00 火・水・金・土曜日 9:00～12:00
休 診 日	日曜日、祝日、土曜日午後、年末年始（ただし救急の場合は随時診療いたします）
許可病床数	100 床（一般病床 70 床・療養病床 30 床）

1 入院料について

- 3 階病棟（一般病床 40 床）一般病棟入院基本料 4（10：1）
1 日に 12 人以上の看護職員（看護師・准看護師のうち看護師が 7 割以上）が勤務しております。
9 時～17 時 看護職員 1 人当りの患者数は 6 人以内です。
17 時～9 時 患者 20 人以内に対し、1 人の看護職員が勤務しています。
- 4 階病棟（一般病床 30 床）回復期リハビリテーション病棟入院料 3（15：1）
1 日に 6 人以上の看護職員（看護師・准看護師のうち 4 割以上が看護師）と、1 日に 3 人以上の看護補助者が勤務しております。
9 時～17 時 看護職員 1 人当りの患者数は 6 人以内、看護補助者 1 人当りの患者数は 30 人以内です。
17 時～9 時 看護職員 1 人当りの患者数は 30 人以内、看護補助者 1 人当りの患者数は 30 人以内です。
- 5 階病棟（療養病床 30 床）療養病棟入院基本料 1（20：1）
1 日に 5 人以上の看護職員（看護師・准看護師のうち 2 割以上が看護師）と、1 日に 5 人以上の看護補助者が勤務しております。
9 時～17 時 看護職員 1 人当りの患者数は 15 人以内、看護補助者 1 人当りの患者数は 15 人以内です。
17 時～9 時 看護職員 1 人当りの患者数は 30 人以内、看護補助者 1 人当りの患者数は 30 人以内です。

2 入院診療計画・院内感染防止・医療安全対策・褥瘡対策および栄養管理について

当院では、入院の際に主治医をはじめとする関係職員が協同して患者様に関する診療計画を策定し、7 日以内に文書により提供しております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策および栄養管理体制の基準を満たしております。

3 意思決定の支援について

当院では、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、適切な意思決定支援に関する指針を定めております。

4 身体拘束最小化の取り組みについて

当院では多職種による身体的拘束最小化チームを設置し、緊急やむを得ない場合を除いて身体的拘束を行わない取り組みを行っております。

5 食事療養について

当院では、近畿厚生局長に対して入院時食事療養費（Ⅰ）・入時時生活療養費（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っており、管理栄養士によって管理された療養のための食事を適時（朝食 8：00、昼食 12：00、夕食 18：00）、適温で提供しております。

入院中の食事についてご負担いただく額は次のとおりです。（令和 7 年 4 月 1 日より）

70歳未満	70歳以上	標準負担額（1食あたり、1日3食を限度）	
一般 （下記に該当しない方）	一般 （下記に該当しない方）	510円	
低所得者Ⅱ （住民税非課税）	低所得者Ⅱ（※1）	過去1年の入院期間が 90日以内	240円
		過去1年の入院期間が 90日超	190円
該当なし	低所得者Ⅰ（※2）	110円	
低所得者Ⅱに該当しない 小児慢性特定疾病または 指定難病患者	低所得者Ⅰ・Ⅱに該当しない指 定難病患者	300円	

※1：世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の方

※2：世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費等を差し引いたときに0円となる方
または高齢福祉年金受給権者

※この負担額は高額療養費制度の対象とはなりません。

6 特別な療養環境（個室）のご利用について

特別な療養環境（個室）の利用を希望される場合は、下記のご負担をお願いしております。

病棟名	病室番号	室料差額（1日につき）
3階病棟	307、308	6,600円
	305、306、310、311、312、313	5,500円
4階病棟	412	6,600円
	406、407、408、413、415、416	5,500円
5階病棟	510	6,600円
	507、508、512、513、515	5,500円

※それぞれの病室には床頭台、テレビ、セーフティボックス等を備えております。

※ご利用希望の場合は同意書によるお申し込みが必要となります。

※感染管理など、治療上の必要により入室となった場合は、上記の限りではありません。

※316、317号室は呼吸不全や手術前など、重症の状態である方の利用を対象として別途届出を行っておりますため、お体の状態によってはご利用いただけない場合があります。また、利用料も別途保険適用となり、上記に定める室料差額はかかりません。

7 入院期間が通算して180日を超える場合

同じ症状による通算の入院期間が180日を超えた場合、超えた日からのご入院は選定療養となりますため、入院基本料のうち15%が病院に支払われません。このため180日を超えて入院される場合は、超えた日から特定療養費として1日につき2,200円を別途ご負担いただきます。あらかじめご了承ください。ただし難病や人工呼吸器を使用しているなど、別途厚生労働大臣に定められた状態にある場合はこの限りでなく、引き続き健康保険が適用されます。

8 明細書発行体制について

医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の判る明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者等で医療費の自己負担の無い方についても、明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されますので、ご家族様など患者様以外の方が代理で会計を行う場合等を含め明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨あらかじめお申し出ください。

当院では入院・外来診療において後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用を積極的に行っています。使用にあたっては後発医薬品の品質・安全性、安定供給等の情報を収集・評価し、採用決定する体制を整えています。医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更に関して適切に対応いたします。上記のほか、医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があること及び変更があった場合に、患者様に対して十分にご説明いたします。

10 院内トリアージについて

院内トリアージ実施料

夜間、休日または深夜において受診された初診の患者様(救急車等で緊急搬送された方を除く)に対して、来院後速やかに緊急性について判断をした場合、診療に係わる料金に加えて「院内トリアージ実施料」を算定させていただきます。

院内トリアージとは複数の患者様が救急で来院した時点で、的確な治療のため医師又は看護師が患者様それぞれの状態を評価し、別表の重症度や緊急性に応じて診察の優先順位を決めることです。このため、緊急性が低いと判断される場合は待ち時間が長くなることがあります。あらかじめご了承ください。

区 分	内 容	再評価時間
蘇 生	生命または四肢・臓器が危篤状態で、直ちに初期対応が必要	0 分
緊 急	生命または四肢・臓器が危篤状態に陥る危険性が高く、早急に初期対応が必要	15 分以内
準緊急	バイタルサインについては安定しているが、長時間待てない	30 分以内
低緊急	緊急性が低く、診察までに1~2時間待てる	60 分以内
非緊急	緊急性や病態の増悪は考えられず、診療まで長時間待てる	120 分以内

11 マイナンバーカードの利用とオンライン資格確認について

医療情報取得加算

健康保険証の搭載されたマイナンバーカード、またはご持参いただいた健康保険証を利用してオンラインによる資格確認を行っております。またご同意いただいた場合に限り、受診歴や薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報をオンラインにより取得し、診療に活用しております。

12 医療DXの推進と体制の整備について

医療・在宅医療DX推進体制整備加算

当院ではオンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情報を診療に活用する体制を整備し、また電子処方箋・電子カルテ情報共有サービス等医療DX推進体制を整備することで、より質の高い医療を提供する体制を確保しております。

- ・オンラインによる保険請求業務を行っています。
- ・オンラインによって保険資格の確認を行う体制を有しています。
- ・オンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室又は処置室において医師が閲覧し活用できる体制を有しています。
- ・電子処方箋および電子カルテ情報共有サービス等の医療DXにかかる取組を行っています。
- ・マイナ保険証の利用を積極的に推進するとともに、一定程度以上の利用実績を有しています。
- ・在宅医療の提供時にも、居宅同意取得型の機器によるオンライン資格確認のほか本項に準じた体制を整備することで得られる情報を活用して、より質の高い医療提供を行っています。

13 機能強化加算について

機能強化加算

当院は地域の「かかりつけ医」として包括的な診療を行う医療機関です。

- ・他の医療機関の受診状況およびお薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行います。
- ・健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。
- ・必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- ・介護、保健、福祉サービス等に関するご相談に応じます。
- ・夜間・休日等の緊急時の対応方法について、情報提供いたします。

かかりつけ医機能を有する地域の医療機関は
大阪府医療機関情報システムでも
検索できます。

当院は信頼の医療に向けて患者様に良い医療を受けていただけるよう日々努力を重ねており、患者様の個人情報につきましても適切に保護し管理することが非常に重要であると考えております。そのために当院では下記の通り個人情報保護方針を定め、確実な履行に努めます。個人情報の取り扱いについてお気づきの点があれば、窓口までお気軽にお申し出ください。

- ・ 個人情報の保護に関する法令及び内部規程を遵守し、保有する個人情報の適正な管理・利用と保護に努めます。
- ・ 診療・看護及び患者さまの医療に係る範囲において個人情報を取得します。なお、法令に定められている場合及び本人の同意がある場合を除き、個人情報を第三者から取得いたしません。
- ・ 個人情報の利用目的について通知又は公表を行います。なお、本人から書面に記載された個人情報を取得する場合は、利用目的を明示します。
- ・ 保有する個人情報について、以下の場合を除き通知又は公表している利用目的の範囲を超えて利用いたしません。
 - ① 患者さまの了解を得た場合
 - ② 個人を識別あるいは特定できない状態に加工して利用する場合
 - ③ 法令等により提供を要求された場合
- ・ 法令に定める場合及び本人の同意がある場合を除き、保有する個人情報を第三者に提供しません。
- ・ 保有する個人情報について開示等（保有個人情報の利用目的の通知、保有個人情報の開示、保有個人情報の訂正、追加又は削除、保有個人情報の利用停止）を行います。
- ・ 個人情報に関する苦情に対して適切かつ迅速に対処します。
- ・ 患者さまの個人情報は下記の目的にのみ利用し、その取扱いには万全の体制で取り組んでいます。

（当院における患者さまの個人情報のおもな利用目的）

当院での医療サービスの提供

他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携

他の医療機関等からの照会への回答

患者様の診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合

検体検査業務の委託その他の業務委託

ご家族等への病状説明ほか、患者様への医療提供に関する利用

診療費請求のための事務

当院での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託

審査支払機関へのレセプトの提出

審査支払機関又は保険者への照会および照会への回答

公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答

その他、医療・介護・労災、公費負担医療に関する診療費請求のための管理運営業務

会計・経理業務

医療事故等の報告

当該患者様の医療サービスの向上

入退等の病棟管理

事業者等からの委託を受けて健康診断等を行った場合における、事業者等へのその結果の通知

医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体・保険会社等への相談又は届出等

医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

当院内において行われる医療実習への協力および医療の質の向上を目的とした院内の症例研究

外部監査機関への情報提供

上記のうち、他の医療機関等への情報提供等について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。お申し出がないものについては、同意いただけたものとして取り扱わせていただきます。なおこれらのお申し出は、後からいつでも変更することが可能です。

2024年6月1日

個人情報相談窓口 事務長 丸山 努

ご希望により、カルテ等の診療情報を提供（一部有償にて）させていただきます。

- ・ 提供の対象となる診療情報
診療録（カルテ）等、診療を目的として病院が作成又は取得した記録
- ・ 提供の方法
 - (1) 主治医との面談による開示
 - (2) 紙媒体およびCD-R等の電子媒体等による複製物の提供
- ・ 提供を申請することが出来る方
 - (1) 患者が成人であって合理的判断ができる場合は、原則として患者本人へ提供
 - (2) ご本人以外の場合
 - ア) 患者が成人の場合で合理的判断ができない状態にある場合
→ 法定代理人または現に患者の世話をしている親族、あるいはそれに準ずる縁故者
 - イ) 患者が未成年で、合理的判断ができない状態にある場合 → 法定代理人のみ
 - ウ) 患者が未成年で、合理的判断ができる場合 → 患者本人と法定代理人の連名による申請

※ただし満15才以上の未成年者の場合で、連名で申請できない理由あるいは疾病の状態等によつては本人による申請を認める場合があります。
- ・ 診療情報の提供をさせていただく場合の料金（税込）

主治医との面談 1回 5,500円

電子カルテ等の情報を印刷する場合 モノクロ 20円/枚 カラー 80円/枚

コピー代（紙媒体の場合） モノクロ 40円/枚 カラー 120円/枚

CD-R等の電子媒体による提供の場合 1枚につき550円

なお、利用の目的や病状、治療への影響が懸念される場合は提供をお断りする事があります。

医師や看護師の負担を軽減し、処遇の改善をはかるため次のような取り組みを行っております。

【勤務医】

- ・ 医師の勤務体制及び労働環境への配慮
連続当直を行わない、当直明けに手術を行わないなどの業務内容に対する配慮
時間外・休日・深夜における業務負担の軽減と処遇の改善
放射線技師による透視撮影の実施による業務負担の軽減
- ・ 医師以外の職種による業務負担
専門職種による初診時の予診、静脈採血、入院の説明、服薬指導、栄養指導の実施
医師事務作業補助者の配置および医局内における医療秘書の配置による病院業務の負担軽減
ならびに診療録、熱計表、処方箋、退院時証明書、診療情報提供書などの作成代行

【看護師】

- ・ 看護業務のうち、ベットメイキング、患者の訓練室、検査室等へストレッチャー・車いす・歩行器で移動する際の介助およびオムツ交換、清拭、入浴介助などにおける看護補助者等の活用による負担の軽減
- ・ 病棟における事務員等の配置による業務負担の軽減
- ・ 出産・育児や家族の介護における時間短縮・勤務日数短縮・残業免除・夜勤免除等の配慮と支援

健康増進法の定めにより、また皆様の健康と安心を第一に考え、当院の建物内と敷地内および周辺道路につきましては「全面禁煙」とさせていただいております。ご理解ご協力よろしくお願いいたします。

別掲 院内感染対策指針(要旨)

1. 基本理念

われわれ医療従事者には、患者様の安全を確保するための不断の努力が求められている。医療関連感染の発生を未然に防止することと、ひとたび感染症が発生した場合であっても拡大しないように可及的速やかに制圧、終息を図ることは医療機関の義務である。社会医療法人盛和会 本田病院（以下、当院という）において、本指針により院内感染対策を行う。

2. 用語の定義

1) 院内感染

病院環境下で感染した全ての感染症を院内感染と言い、病院内という環境で感染した感染症であれば病院外で発症しても院内感染という。逆に病院内で発症しても、病院外（市中）で感染した感染症は、院内感染ではなく市中感染という。

2) 院内感染の対象者

院内感染の対象者は、入院・外来患者の別を問わず面会者、訪問者、医師、看護師、医療従事者、その他職員、さらには病院内で働く院外関連企業の職員等を含む。

3. 本指針について

1) 策定と変更

本指針は院内感染対策委員会（ICC）により策定したものである。また、院内感染対策委員会によって適宜変更するものであり、変更に際しては最新の科学的根拠に基づくものとする。

2) 職員への周知と遵守率向上

- ①本指針に記載された各対策は、全職員の協力の下に遵守率を高めなければならない。
- ②感染対策チーム（ICT）は、現場職員が自主的に各対策を実践するよう自覚を持ってケアに当たるよう誘導する。
- ③ICT は現場職員を教育啓発し、自ら進んで実践して行くよう動機付けをする。
- ④就職時の初期教育、定期的な教育、必要に応じた臨時教育を通して、全職員の感染対策に関する知識を高め、重要性を自覚するよう導く。
- ⑤定期的な ICT ラウンドを活用して、現場における効果的介入を試みる。写真撮影なども行い、問題点を明確化する。
- ⑥定期的に手指衛生や各種の感染対策の遵守状況につき監査するとともに、擦式消毒薬の使用量を調査して、その結果をフィードバックする（容器に使用量が分かるよう、線と日付を記しておくなど）

3) 本指針の間覧

職員は患者様との情報の共有に努め、患者様およびその家族等から本指針の間覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。

令和5年4月1日 改定

本田病院 院内感染対策委員会

医療安全についての基本理念

～ 患者様の立場に立ち、安心して医療を受けられる環境を整え
すべての医療において安全確保に努めます ～

1. 医療安全管理に関する基本的考え方

社会医療法人盛和会 本田病院（以下、当院という）は、適切で安心・安全な医療サービスを患者様及びその家族様（以下、患者様等という）に提供するため、医療事故防止ならびに医薬品管理及び医療機器等を踏まえた医療に関わる安全管理（以下、医療安全管理という）を目指す。「人は間違いを犯す」ということを前提に、職員ひとりひとりが医療安全管理に対する意識を持ち、医療安全管理を推進する。

2. 医療安全管理対策委員会及び組織に関する基本的事項

当院内に、病院長を管理責任者とする医療安全管理対策委員会を設置する。病院長より任命を受けた者を医療安全管理者とし、医療安全管理者は当院内の医療安全管理に関わる体制の確保及び安全性向上に努めるものとする。

3. 医療安全管理のための職員研修に関する基本方針

医療安全管理対策委員会は、全職員を対象とした医療安全管理に関する研修を年2回以上行う。医薬品、医療機器等に関する研修については、医療安全管理対策委員会または医療機器安全管理委員会が企画し、関係職員を対象に研修を行う。

4. 事故報告等医療に関わる安全確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針

インシデントは速やかに報告を求めるとともに、医療安全管理対策委員会は医療事故の原因や再発防止対策等について審議し、各職の報告を基に内容を分析し、防止策の検討を行い安全の確保に努める。

5. 医療事故発生時の対応に関する基本方針

医療事故が発生した場合は速やかに患者の救命や回復に全力を尽くし、「医療事故発生時の対応」等に基づき対応する。

6. 医療従事者と患者様等との間の情報共有に関する基本方針

患者様等より当指針の間覧を求められた場合は、院内において閲覧を許可する。

7. 患者様等からの相談への対応に関する基本方針

患者様等からの医療安全管理に関する相談苦情に関しては、各リスクマネージャーが情報収集し、医療安全管理者から院長、事務長、看護部長へ報告し、また同時に所属長へ報告する。

8. その他医療安全推進のために必要な基本方針

本指針以外に必要な細目は、医療安全管理対策委員会、医療事故調査委員会、医療機器委員会も含め取り組んでいく。

令和5年4月1日 改定

本田病院 医療安全管理対策委員会

自 費 料 金 一 覧 表

当院では健康保険による療養に該当しない保険外項目について、下記のとおり実費でのご負担をお願いしております。

●診断書等 (税込)			●整形外科関連 (税込)		
健康診断用診断書(1通目)	通	¥1,100	サポーター(足首)	枚	¥670
健康診断用診断書(2通目以降)	通	¥500	サポーター(膝)	枚	¥610
診断書(病院様式)	通	¥2,200	サポーター(手首)	枚	¥550
診断書(保険会社提出用)	通	¥5,500	サポーター(手掌)	枚	¥550
診断書(施設提出用)	通	¥3,300	サポーター(肘)	枚	¥550
診断書(警察提出用)	通	¥2,200	サポーター(すね)	枚	¥550
診断書(指定難病等申請用)	通	¥5,500	サポーター(もも)	枚	¥670
診断書(小型船舶免許取得用)	通	¥5,500	サポーター(肩)	枚	¥1,880
年金診断書	通	¥5,500	エラスコット2号(7.5cm×4.5cm)	枚	¥280
後遺症診断書	通	¥5,500	エラスコット3号(7.5cm×4.5cm)	枚	¥460
死亡診断書	通	¥5,500	エラスコット4号(10.0cm×4.5cm)	枚	¥510
死亡診断書(再発行)	通	¥3,300	マックスベルト(全サイズ)	枚	¥1,870
●個人情報開示(カルテ開示) (税込)			リブバンド(S) 女性用(M)	枚	¥1,550
白黒コピー代	枚	¥40	リブバンド(M) 女性用(L)	枚	¥1,650
カラーコピー代	枚	¥120	リブバンド(L) 女性用(LL)	枚	¥1,770
CD-R作成	枚	¥550	リブバンド(LL)	枚	¥1,990
●入院関連 (税込)			ネックカラー(頸椎カラー)	個	¥2,320
コンフォートミニスーパ(頻尿用)	枚	¥60	クラビクルバンド(SS)	個	¥2,200
パンツタイプ プラスM	枚	¥180	クラビクルバンド(S)	個	¥2,750
パンツタイプ プラスL	枚	¥180	クラビクルバンド(M)	個	¥3,850
ベルトタイプ フレックススーパーS	枚	¥190	クラビクルバンド(L)	個	¥4,400
ベルトタイプ フレックススーパーM	枚	¥190	クラビクルバンド(LL)	個	¥4,400
テープタイプ スリップマキシM	枚	¥260	T字帯	枚	¥500
テープタイプ スリップマキシL	枚	¥260	ニーブレス	枚	¥7,700
TENAデュオ(便用パッド)	枚	¥50	三角巾(中)	枚	¥340
防水シート	枚	¥230	三角巾(大)	枚	¥390
スリッパ	足	¥340	手術腹帯(中)	枚	¥1,100
イヤホン	個	¥180	手術腹帯(大)	枚	¥1,220
吸引付歯ブラシ	本	¥280	一本杖	本	¥2,750
バイオティーン	本	¥1,720	弾性ストッキング(S)	双	¥1,550
ティッシュペーパー	箱	¥110	弾性ストッキング(M)	双	¥1,550
T字カミソリ	個	¥70	●外科関連 (税込)		
洗濯代	式	¥450	マイクロポア(小)1本	本	¥180
テレビカード(100分)	枚	¥1,000	マイクロポア(大)1本	本	¥340
			テガダーム 2.5cm×4cm	枚	¥110
エンゼルセット	式	¥11,000	テガダーム 10cm×12cm	枚	¥270
死後処置料	式	¥7,700	テガダーム 10cm×10cm	枚	¥5,400
浴衣(エンゼルセット用)	式	¥3,300	デュオアクティブ 7.5cm×7.5cm	枚	¥390
●血糖値測定 (税込)			デュオアクティブ 10cm×10cm	枚	¥1,220
グルテストエースRセット		¥12,650	簡易トイレシャワー	枚	¥1,430
グルテストセンサー		¥3,850	●その他 (税込)		
ブラッドランセット		¥450	CD-R作成料(情報提供用)	枚	¥550
●栄養補助食品(検査用) (税込)			診察券再発行	枚	¥120
クリアスルー(JB、NC)		¥1,100	肺炎球菌ワクチン		¥7,800
クリアスルー(3食セット)		¥1,330	ツベルクリン反応		¥2,690
メイバランスミニ(36本入り)		¥5,210	インフルエンザ予防接種		¥3,300
メイバランスRブルー(12本入り)		¥3,600	マンモグラフィ(健診)		¥3,500
			骨塩定量検査(健診)		¥500

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術届出状況

1 区分1に分類される手術	手術の件数
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	0 例
イ 黄斑下手術等	0 例
ウ 鼓室形成手術等	0 例
エ 肺悪性腫瘍手術等	0 例
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	0 例
2 区分2に分類される手術	手術の件数
ア 靱帯断裂形成手術等	0 例
イ 水頭症手術等	0 例
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 例
エ 尿道形成手術等	0 例
オ 角膜移植術	0 例
カ 肝切除術等	0 例
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	0 例
3 区分3に分類される手術	手術の件数
ア 上顎骨形成術等	0 例
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0 例
ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0 例
エ 母指化手術等	0 例
オ 内反足手術等	0 例
カ 食道切除再建術等	0 例
キ 同種死体腎移植術等	0 例
4 区分4に分類される手術の件数	手術の件数
腹腔鏡下交感神経節切除術(両側)ほか	0 例
5 その他の区分に分類される手術	手術の件数
人工関節置換術	0 例
乳児外科施設基準対象手術	0 例
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0 例
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺不使用を含む)及び体外循環を要する手術	0 例
経皮的冠動脈形成術	0 例
急性心筋梗塞に対するもの	0 例
不安定狭心症に対するもの	0 例
その他のもの	0 例
経皮的冠動脈粥腫切除術	0 例
経皮的冠動脈ステント留置術	0 例
急性心筋梗塞に対するもの	0 例
不安定狭心症に対するもの	0 例
その他のもの	0 例

算出期間: 令和6年1月～令和6年12月 (12ヶ月実績)

回復期リハビリテーション病棟入院料[3]に係る揭示事項

	1月	2月	3月
直近 3 ヲ月間の退棟患者数	39名	38名	36名

退棟患者の回復期リハビリテーションを要する状態の区分別内訳		1月	2月	3月
患者 構 成	脳血管疾患、脊髄損傷、頭部外傷、くも膜下出血のシャント手術後、脳腫瘍、脳炎、脊髄炎、多発性神経炎、多発性硬化症、腕神経叢損傷等の発症、義肢装着訓練を要する状態又は手術後 2 ヲ月以内	5名	7名	7名
	大腿骨、骨盤、脊椎、股関節又は膝関節の骨折の発症二肢以上の多発骨折の発症後又は手術後等 2 ヲ月以内	35名	33名	35名
	外科手術又は肺炎等の治療時の安静により生じた廃用症候群を有しており、手術後又は発症後 2 ヲ月以内	0名	0名	0名
	大腿骨、骨盤、脊椎、股関節又は膝関節の神経、筋又は靱帯損傷後1ヵ月以内	0名	0名	0名
	股関節又は膝関節の置換術後1ヵ月以内	0名	0名	0名
	急性心筋梗塞、狭心症発作その他急性発症した心大血管疾患又は手術後の状態	0名	0名	0名
	上記に準ずるもの	0名	0名	0名

算出期間：令和 7 年 1 月～令和 7 年 3 月（3 ヲ月実績）

直近のリハビリテーション実績指数（6ヵ月実績）

前月までの6ヵ月間に回復期リハビリテーションを要する状態の患者数	85名
上記のうち、実績指数の計算対象とした患者数	65名
上記の患者の退棟時の FIM 得点（運動項目）から入棟時の FIM 得点（運動項目）を控除したものの総和 …… ①	2,122点
上記の各患者の入棟から退棟までの日数を、当該患者の入棟時の状態に応じた回復期リハビリテーション病棟入院料の算定日数上限で除したものの総和 …… ②	40. 1
実績指数(①/②) 基準値:35	52. 9
直近に報告した実績指数	47. 7

算出期間：令和 6 年 1 0 月～令和 7 年 3 月（6 ヲ月実績）

施設基準等について

当院は、近畿厚生局長に下記の届出を行っております。

■ 基本診療料

機能強化加算	(機能強化) 第 2533 号	令和 4 年 4 月 1 日
医療DX推進体制整備加算	(医療DX) 第 3510 号	令和 6 年 6 月 1 日
一般病棟入院基本料	(一般入院) 第 65 号	令和 6 年 6 月 1 日
療養病棟入院基本料	(療養入院) 第 21 号	令和 3 年 9 月 1 日
救急医療管理加算	(救急医療) 第 121 号	令和 2 年 4 月 1 日
診療録管理体制加算1	(診療録 1) 第 94 号	令和 6 年 6 月 1 日
医師事務作業補助体制加算1 配置基準:30 対 1 補助体制加算	(事補 1) 第 272 号	令和 7 年 5 月 1 日
急性期看護補助体制加算	(急性看護) 第 130 号	令和 4 年 10 月 1 日
重症者等療養環境特別加算	(重) 第 260 号	令和 5 年 10 月 1 日
療養病棟療養環境加算2	(療養 2) 第 33 号	平成 12 年 2 月 1 日
医療安全対策加算2	(医療安全 2) 第 100424 号	令和 6 年 9 月 1 日
感染対策向上加算3	(感染対策 3) 第 72 号	令和 6 年 6 月 1 日
後発医薬品使用体制加算3	(後発使 3) 第 155 号	令和 4 年 4 月 1 日
データ提出加算	(データ提) 第 123 号	平成 26 年 4 月 1 日
入退院支援加算	(入退支) 第 110 号	平成 24 年 4 月 1 日
せん妄ハイリスク患者ケア加算	(せん妄ケア) 第 188 号	令和 3 年 6 月 1 日
精神疾患診療体制加算	(精疾診) 第 53 号	平成 28 年 7 月 1 日
回復期リハビリテーション病棟入院料3	(回 3) 第 34 号	令和 6 年 6 月 1 日
入院時食事療養/生活療養(I)	(食) 第 359 号	平成 9 年 12 月 1 日

■ 特掲診療料

二次性骨折予防継続管理料1	(二骨管 1) 第 162 号	令和 5 年 4 月 1 日
二次性骨折予防継続管理料2	(二骨継 2) 第 122 号	令和 5 年 4 月 1 日
二次性骨折予防継続管理料3	(二骨継 3) 第 388 号	令和 5 年 4 月 1 日
院内トリアージ実施料	(トリ) 第 88 号	平成 24 年 5 月 1 日
夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規定する救急搬送看護体制加算	(救搬看護体) 第 13 号	令和 2 年 4 月 1 日
ニコチン依存症管理料	(ニコ) 第 100158 号	平成 29 年 7 月 1 日
がん治療連携指導料	(がん指) 第 135 号	平成 22 年 4 月 1 日
薬剤管理指導料	(薬) 第 273 号	平成 21 年 4 月 1 日
別添1の「第 14 の2」の1の(2)に規定する在宅療養支援病院	(支援病 2) 第 67 号	令和 4 年 10 月 1 日
在宅患者訪問診療料(I)の注 13 他に規定する在宅医療DX情報活用加算	(在宅 DX) 第 357 号	令和 6 年 6 月 1 日
在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料	(在医総管 1) 第 102679 号	平成 27 年 1 月 1 日
検体検査管理加算(I)	(検 I) 第 100127 号	令和 5 年 4 月 1 日
検体検査管理加算(II)	(検 II) 第 100271 号	令和 5 年 4 月 1 日
画像診断管理加算1	(画 I) 第 100161 号	令和 7 年 5 月 1 日
CT撮影及びMRI撮影	(C・M) 第 100641 号	平成 24 年 4 月 1 日
無菌製剤処理料	(菌) 第 129 号	平成 21 年 7 月 1 日
脳血管疾患等リハビリテーション料(I)	(脳 I) 第 73 号	平成 24 年 4 月 1 日
運動器リハビリテーション料(I)	(運 I) 第 6 号	平成 24 年 4 月 1 日
呼吸器リハビリテーション料(I)	(呼 I) 第 100029 号	平成 24 年 4 月 1 日
医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の休日加算1	(医処休) 第 4 号	平成 26 年 4 月 1 日
医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の時間外加算1	(医処外) 第 4 号	平成 26 年 4 月 1 日
医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の深夜加算1	(医処深) 第 4 号	平成 26 年 4 月 1 日
医科点数表第2章第 10 部手術の通則の 12 に掲げる手術の休日加算1	(医手休) 第 4 号	平成 26 年 4 月 1 日
医科点数表第2章第 10 部手術の通則の 12 に掲げる手術の時間外加算1	(医手外) 第 3 号	平成 26 年 4 月 1 日
医科点数表第2章第 10 部手術の通則の 12 に掲げる手術の深夜加算1	(医手深) 第 4 号	平成 26 年 4 月 1 日
医科点数表第2章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術	(胃瘻造) 第 8 号	平成 26 年 4 月 1 日
輸血管理料 II	(輸血 II) 第 100189 号	令和 6 年 5 月 1 日
輸血適正使用加算	(輸適) 第 226 号	令和 7 年 5 月 1 日
看護職員処遇改善評価料25	(看処遇 25) 第 3 号	令和 4 年 10 月 1 日
外来・在宅ベースアップ評価料(I)	(外在ベ I) 第 19 号	令和 6 年 6 月 1 日
入院ベースアップ評価料39	(入ベ 39) 第 1 号	令和 6 年 6 月 1 日
酸素の購入単価	(酸素) 第 572903 号	令和 7 年 4 月 1 日

令和7年5月1日現在